

公 告

このたび、下記事業の計画変更について、土地改良法第88条第16項の規定に基づく農地中間管理機構の同意取得並びに同条第18項において準用する同法第87条の3第6項の規定に基づく大田市長と協議を行いたいので、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、当該事業計画の変更の概要を縦覧に供する。

この事業計画の変更に対して意見のある者は、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和8年3月9日までに島根県知事に意見書を提出されたい。

令和8年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也



記

1 地区名及び事業名

川合中央地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

2 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

3 縦覧の期間

令和8年2月17日から令和8年3月9日まで

4 縦覧の場所

大田市役所

5 意見書の掲出方法

(1) 提出方法

当該地区名、事業名及び意見を記載した書面（様式自由）とする。

(2) 提出先

島根県農林水産部農村整備課

土地改良事業変更計画概要書

川合中央地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

第1章 変更内容及び変更を必要とする理由

1. 変更の内容

工種等		変更前	変更後	増減	変化率
区画	事業費	712,000	1,210,000	498,000	69.9%
整理		千円	千円	千円	>10%

2. 変更を必要とする理由

下記理由により事業費が増額となる。

- ① 石礫除去の実施を追加したことによる増
- ② 鳥獣被害防止のため鳥獣侵入防止柵を設置することによる増
- ⑥ 埋蔵文化財試掘調査の結果により本調査が必要となったことによる増

第2章 目的

川合中央地区は、大田市の南部に位置し、静間川及び忍原川沿いに広がる農地であり、水稻を基幹作物として営農が行われている。

事業実施区域は、未整備地区のため、狭小かつ不正形な区画で、幅狭な耕作道路であることから、農業機械の大型化が図れない状況である。また、用排水路は土水路、若しくは老朽化した二次製品等であるため、施設の維持管理に苦慮しているほか、湿田により高収益作物の導入が困難な状況であることから、農業経営の安定化を進めていくうえで支障となっている。

このことから、狭小農地の区画拡大と水田汎用化対策を併せ行うことで、大型の農業用機械を導入するなど、営農効率の向上による経費の削減を図る。担い手については、事業を契機に地区内の担い手が農業生産法人を立ち上げ、地区内全農地を集積することに併せて、水稻に加えて高収益作物（白ねぎ等）の作付拡大を進めていくことにより、効率的で持続可能な農業経営を目指す。

第3章 地域の所在及び現況

【地域の所在】

島根県大田市川合町川合

【現況】

・受益地の用途別面積表

単位：ha

		水田	畑	樹園地	小計	道水路	その他	合計
現況	変更前	28.8	0.4	—	29.2	1.7	0.1	31.0
	変更後	28.8	0.4	—	29.2	1.7	0.1	31.0
計画	変更前	24.4	2.5	—	26.9	4.1	—	31.0
	変更後	24.4	2.5	—	26.9	4.1	—	31.0

・地形

地形は静間川及び忍原川沿いに広がる沖積平野の農地であり、平均標高約200m、平均傾斜 1/50 である。

・土質及び土壌

静間川一体の地域では作土層直下から全層にグライが出現する強グライ土壌が確認されており、作土と下層の腐植含量が異なる。地区内の土壌は強グライ土壌強粘土還元型 (D30)、強グライ土壌強粘土斑鉄型 (D31)、強グライ土壌粘土斑鉄型 (D33)、灰色土壌粘土構造型 (F50) である。

・気象

年平均気温 15.1℃ 年降水量 1,738mm

・水利状況

河川及び溪流から取水し、用水路に導水している。

・営農状況

水稲を中心に生産を行っており、未整備地区のため、10a 程度の小区画、挟幅な耕作道といった整備状況であり、現代的な農業を行うための整備水準を有していない。

・地域環境の概況

当地区の周辺は、田畑や河川、森林など自然環境に恵まれた地域である。

第4章 基本計画

(1) 事業量

工 種	変更前	変更後	増(Δ)減
整 地 工	26.9ha	26.9ha	—
用 水 路 工	5,969m	5,969m	—
排 水 路 工	2,962m	2,962m	—
道 路 工	3,866m	3,866m	—
暗渠排水工	17.7ha	17.7ha	—
鳥獣侵入防止柵	—	14,800m	14,800m

(2) 環境との調和への配慮

工事中の土砂、濁水の流出を防止するため、沈砂池等を設ける。また、動植物については、生息地の環境変化を極力避ける計画にするなど、環境配慮に努める。

第5章 工事の着手及び完了の予定時期

(変更前) 着手 : 令和3年度
完了(予定) : 令和8年度
(変更後) 着手 : 令和3年度
完了(予定) : 令和11年度

第6章 管理の要領

用 水 路 : 大田市川合町川合土地改良区
排 水 路 : 大田市川合町川合土地改良区(管排水のみ)
道 路 : 大田市川合町川合土地改良区
暗渠排水 : 受益者
鳥獣侵入防止柵 : 大田市川合町川合土地改良区

第7章 換地計画の要領

別添のとおり

第8章 費用の概算

区 分	事業費（円）		
	変更前	変更後	増(△)減
本 工 事 費	712,000,000	1,210,000,000	498,000,000
地方事務費	35,600,000	60,500,000	24,900,000
合 計	747,600,000	1,270,500,000	522,900,000

第9章 事業の効果

項 目		変更前	変更後
効果（便益）額	作物生産効果	1,818 千円	3,115 千円
	営農経費節減効果	54,735 千円	62,157 千円
	維持管理費節減効果	△1,563 千円	△1,968 千円
	耕作放棄防止効果	2 千円	300 千円
	国産農産物安定供給効果	876 千円	15 千円
	合 計	55,868 千円	63,619 千円
総費用総便益比		1.50	1.04
総所得償還率		—	—
増加所得償還率		—	—
総事業費		747,600 千円	1,270,500 千円

10章 他事業との関係

該当なし

第11章 計画概要図

別添のとおり

第12章 その他

本事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下法）第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨を公告した日から、本事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

分散している農地の集団化を行い、農業経営の合理化及び拡大を図るため、換地計画の樹立が必要である。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。
ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別・グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画・畦畔の取り扱い
	集落別集団化 地目別・作物別集団化	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める	各農家の農地は、出来るだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1団地から2団地を目標とする	(固定畦畔) ア 換地は、原則として標準区画を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。 イ 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が10m以下になるような分割はしない。 ウ イの分割制限に達しない小面積の土地は、その土地を配分すべき位置に最も近い位置の端田区又は長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割して交付する。なお、長辺の分割を行う場合の分割制限は、最低10mとする。 エ 分割後の区画は道路に必ず接するように配慮する。

(3) 非農用地の換地方針

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他
	該当なし					

(4) 清算の方法

清算方式 : 増価額比例地積清算方式

評価方式 : 標準地比準方式

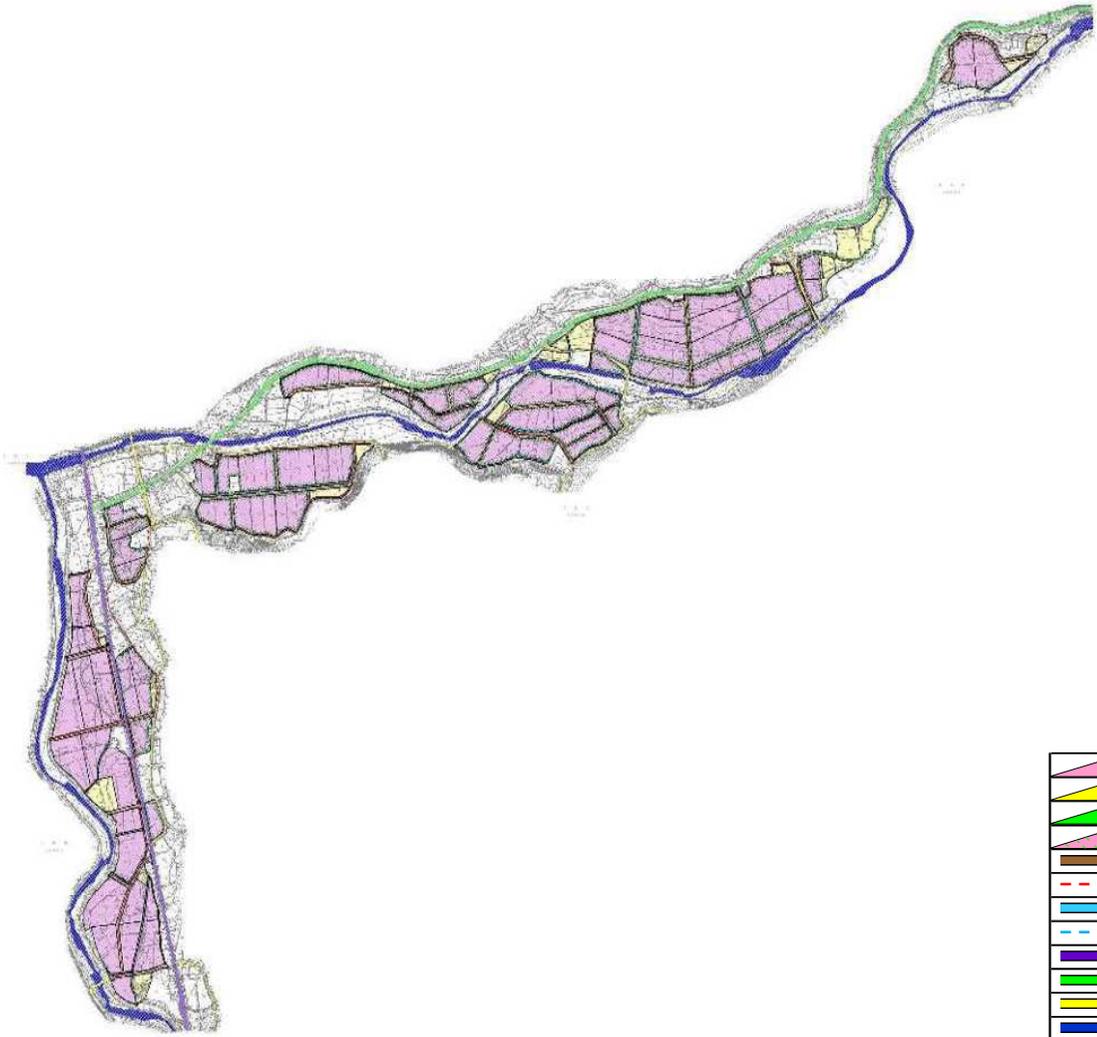
3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

区分 工区	用途	機能交換に係わる土地				一般国有地	合計
		国有地	県有地	市町村有地	計		
	道路			0.9	0.9		0.9
	水路			0.8	0.8		0.8
	合計			1.7	1.7		1.7

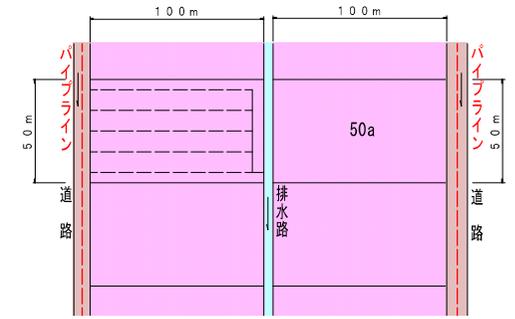
4. 換地処分の際に関する特則

換地区の全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書きに基づき、換地処分を行うことができる。

計画一般平面図

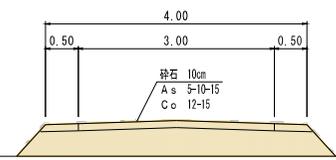


標準区画図

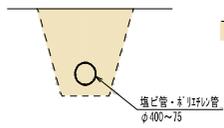


標準構造図

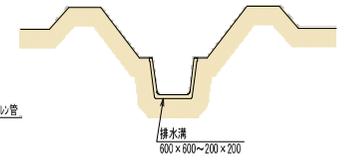
支線道路



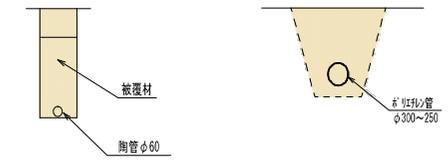
用水路



排水路



暗渠排水



	田
	畑
	非農用地
	暗渠排水
	道路
	管用水路
	排水路
	管排水路
	国道
	県道
	市道
	河川